

案内所等の届出（宅建業法第50条第2項の届出）のオンライン申請に関する留意事項

鹿児島県土木部建築課

1 オンライン申請のご利用に当たって

- オンライン申請のご利用に当たっては、「操作マニュアル（申請者編）」及び「操作マニュアル（申請者編）別紙 宅地建物取引業法に関する申請」をご参照ください。
[不動産業：宅地建物取引業の免許申請等のオンライン化について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](#)
- eMLITで宅地建物取引業免許関係手続を行うには「GビズIDプライム」もしくは「GビズIDメンバー」のアカウントが必要になりますので、事前にアカウントをご準備ください。
[GビズIDについて](#)

2 申請画面の入力等について

- 「基本情報」の「提出先（組織区分）」は「都道府県庁（共通）」を選択してください。
- 「基本情報」の「提出先（組織）」は「鹿児島県庁」を選択してください。
- 「届出情報」の「届出先（都道府県）」は「鹿児島県」を選択してください。
- 「届出情報」の「届出先」は「鹿児島県土木部建築課管理係」を選択してください。
- その他の入力については、画面の案内に従って入力してください。
- 物件の概要（区画数または戸数等、通常パンフレット等に表示する内容）が分かる書類（パンフレット等でも可）については、「添付ファイル」の「(a) 案内図」へ案内図（物件と案内所の位置を示した地図等）とあわせてアップロードしてください。
- 「添付ファイル」にアップロードできるファイル形式は、[.jpg, .jpeg, .pdf, .xlxs, xls, .docx 又は.doc]に限られますのでご注意ください。

3 システムに関する問合せ先について

オンライン申請の操作に関してお困りの場合は、上記1の「操作マニュアル」等をご参照ください。

上記で解決できなかった方は、国土交通省が設置しているヘルプデスクへお問い合わせください。

☆オンライン申請ヘルプデスクの連絡先

・受付時間

平日8:30～18:15（12:00～13:00，土日祝日，年末年始を除く）

※メールは24時間受付可能ですが、受付時間外は翌開庁日に対応します。

・電話番号

03-4577-9227（※通話料は申請者様負担になります。）

※繋がりがづらい場合がありますので、システムから、もしくは次のメールアドレスへのご連絡をおすすめします。

メールアドレス helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp